

松伏町設計委託最低制限価格運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松伏町が発注する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）に係る指名競争入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の13において準用する同令の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて定める。

(対象設計委託)

第2条 最低制限価格の対象となる設計委託は、設計金額が50万円を超えるものとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

(1) 別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

(2) 前号の規定による算出にあたっては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、1,000円未満の端数を切り捨てた端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。ただし、前号本文の規定による合計額が予定価格の税抜きで計算した額に3分の2を乗じて得た額以下となる場合は、1,000円未満の端数を切り上げた端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合については、予定価格に3分の2から10分の9までの範囲内で町長が定める値を乗じて得た額とする。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第4条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札の執行にあたっては、指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札した者が複数ある場合、落札者の決定は、く

じによるものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

備考

- この表に定める額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分けるものとする。

- 3 複数の業種を一括して発注する場合の第3条第1号の合計額は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。
- 4 地質調査業務の解析等調査業務費が建設コンサルタント業務の積算方法による場合であっても、地質調査業務の③の欄により算出するものとする。